

香芝市告示第 88 号

近鉄二上山駅周辺路上に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり撤去し保管しています。所有者の方は、至急引き取りに来て下さい。

引き取りのない場合は、当該自転車等を処分します。

なお、以後この付近に放置してある自転車等は、随時撤去します。

令和 4 年 9 月 30 日

香芝市長 福 岡 憲 宏

- 1 撤去理由 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第 5 条第 6 項並びに道路法第 44 条の 3 の規定による。
- 2 撤去物件 自転車 1 台
- 3 撤去年月日 令和 4 年 9 月 29 日
- 4 撤去対象区域 近鉄二上山駅周辺路上
- 5 保管場所 香芝市自転車等保管所
香芝市北今市 5 丁目 634 番地 1
- 6 引取期間 撤去日より 6 か月間
ただし、12 月 29 日から 1 月 3 日までは除く。
- 7 引取時間 月～金 午前 10 時から午後 5 時まで
土日祝 午前 10 時から午後 1 時まで
- 8 持参物 自転車等の鍵、印鑑及び引取人の住所・氏名が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 9 連絡先 香芝市役所市民環境部生活安全課
(TEL 76-2001)
香芝市自転車等保管所
(TEL 080-8348-1628)